

会 議 録

公開用

会 議 の 名 称	令和 7 年 6 月 定例教育委員会会議		
開 催 日 時	令和 7 年 6 月 1 9 日（木） 開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 1 時 5 1 分		
開 催 場 所	本庁舎 4 階 委員会会議室		
議長（委員長・ 会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨		
出席者及び欠席 者の職氏名及び 人数	【出席委員】		
	教育長	鎌田	亨
	教育長職務代理者	水沼	章文
	委員	山口	早苗
	委員	高橋	朋子
	【欠席委員】		
	委員	岡田	新司
	【執行部出席者】		
	学校教育部長	篠原	直樹
	学校教育部学務指導担当部長	佐山	宏樹
	社会教育部長	樋口	智
	学校教育部次長兼教育施設課長	内藤	晋吾
	学校教育部参事兼市民文化会館長	野口	美明
	学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見	和弘
	社会教育部次長兼社会教育課長	関根	栄治
	社会教育部参事兼中央公民館長	矢野	仁史
	教育総務課長	石川	貴英
	学務課長	森田	誠
	教職員担当課長	瀬尾	尚丈
	教育相談センター所長	秋山	法之
	学校給食課長	柴山	伸之
	生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚	俊和
	文化財課長兼郷土資料館長	實松	幸男
	スポーツ推進課長	井崎	圭介
	スポーツ施設担当課長	福嶋	伸五
	中央公民館事業担当課長	角田	尚之

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題	議案第 37 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会への諮問について 議案第 38 号 春日部市社会教育委員の委嘱について 議案第 39 号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について 報告第 29 号 春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針の改定について 報告第 30 号 春日部市英語指導助手就業要綱の一部改正について 報告第 31 号 春日部市生涯学習推進本部要綱の一部改正について 報告第 32 号 春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命について 報告第 33 号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について 報告第 34 号 令和 7 年 6 月春日部市議会定例会について

鎌田教育長	それでは、ただいまから 6 月定例教育委員会を開会いたします。はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。
鎌田教育長	前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
（ 委 員 ）	[「結構です」と言う人あり]
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第 3 7 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会への諮問について」を議題とし、説明を求めます。
学務課長	はい。
鎌田教育長	森田課長、お願いします。
学務課長	議案第 3 7 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会への諮問について」、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。 議案書 1 ページを御覧ください。 提案理由についてでございますが、「春日部市立小・中・義務教育学校 規模適正化に関する基本方針（案）」について、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会に諮問したく提案するものでございます。 議案書 2 ページを御覧ください。 学区審議会への諮問書（案）でございます。 理由でございますが、本市では平成 2 5 年 9 月に策定した春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針は、江戸川小中学校の設立を視野に入れた過小規模校の統合や春日部南中学校への統合に重点を置いた構成となっております。 その後、方針策定から 1 0 年以上が経過しており、改めて、昨今の社会情勢や市の現況に即した基本方針として整理し、こども達の教育環境

	を第一に考え、国の適正規模基準とされている１校あたり１２学級から２４学級となるような規模適正化に重点を置いた構成とする春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針（案）を作成しました。 以上の理由により、通学区域などの学区に関する記載があり、学区審議会の御意見をいただきたく、諮問をするものでございます。 なお、前回の定例教育委員会でもお配りさせていただきましたが、別冊の赤いインデックス議案第３７号の春日部市立小・中・義務教育学校 規模適正化に関する基本方針（案）をお配りさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３７号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会への諮問について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３７号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３８号「春日部市社会教育委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	関根課長、お願いします。
社会教育課長	議案第３８号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書３ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市社会教育委員の欠員に伴い、社会教育法第１５条及び春日部市社会教育委員条例第２条第２項の規定に基づき委嘱したく提案するものです。 続きまして、議案書５ページの参考資料を御覧ください。 春日部市社会教育委員の概要を記載しております。

	はじめに、１設置根拠でございますが、社会教育法第１５条及び春日部市社会教育条例に基づき、設置をしております。 次に、２職務でございますが、社会教育に関する計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。また、必要な調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を有しております。 次に、３委員構成等でございますが、委員１５人以内とし、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものでございます。 また、委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものでございます。 次に、議案書４ページ、春日部市社会教育委員候補者名簿を御覧ください。 今回、所属団体などの代表者が交代したことで欠員が生じたため、新たに３名を委嘱したく提案するものでございます。 名簿番号２番、鈴木美江氏は、春日部市中学校長会からの選出、名簿番号３番、谷ヶ崎覚氏は、埼玉県高等学校長協会春日部地区校長会からの選出、名簿番号１０番、長濱孝裕氏は、春日部市地域子育て支援協議会からの選出です。 なお、委員の任期につきましては、前任委員の残任期間となるため、令和８年５月３１日までとなるものでございます。 説明は、以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３８号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３８号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３９号「春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。

文化財課長	はい。
鎌田教育長	實松課長、お願いします。
文化財課長	春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱につきまして、提案理由および主な内容を説明申し上げます。 お手元の議案書 6 ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の任期満了に伴い、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき委員を委嘱したく、提案するものでございます。 議案書 8 ページに、本協議会の概要をお示ししておりますので、御覧ください。 はじめに、本協議会の所掌事務でございますが、「文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するほか、その他計画の推進を図るため必要と認める事項について協議する」こととなっております。 次に、委員構成でございますが、委員は 10 人以内をもって組織し、市職員、関係行政機関の職員、文化財の所有者、学識経験者、市内各種団体を代表する者、公募に応じた市民から構成されております。 また、委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするものでございます。 続きまして、議案書を 1 ページ戻っていただき、議案書 7 ページに候補者名簿を掲載しておりますので、そちらを御覧ください。 10 名の候補者のうち、名簿 3 番から 8 番の 6 名の方々は、前任期からの再任となります。 新規の候補者として、名簿 1 番の佐藤様は市職員として指導課から、2 番の須田様は関係行政機関の職員として埼玉県教育局文化財・博物館課から、9 番の折原様は市内各種団体を代表する者として観光協会からの選出となります。 また、名簿 10 番の榎本様は公募に応じた市民で、4 月 1 日から 4 月 30 日まで募集したところ、前任期から継続して応募いただき、書類審査と面接の結果、候補者として選考したものでございます。 任期につきましては、令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 2 年間となります。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。

鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３９号「春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３９号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第２９号「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針の改定について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第２９号「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針について」、報告いたします。 議案書９ページを御覧ください。 前回、協議いただいた後、５月の校長研究協議会中学校部会において検討しました。その結果、校長先生方の総意で「方針について異議なし」となりましたので報告します。 この後、この市の方針に則り、各学校で部活動の方針を決定していくこととなります。 以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 方針の施行日はいつになりますか。
指導課長	令和７年５月１日となります。
鎌田教育長	次に、報告第３０号「春日部市英語指導助手就業要綱の一部改正について」、説明を求めます。
指導課長	はい。

鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第 3 0 号「春日部市英語指導助手就業要綱の一部改正について」、申し上げます。 議案書 1 0 ページを御覧ください。 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、春日部市英語指導助手就業要綱を一部改正したので報告いたします。 変更する箇所でございますが、資料 1 1 ページの表を御覧ください。表右側の改正前のアンダーライン禁錮の箇所を、表左側の改正後のアンダーライン拘禁刑となります。 以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第 3 1 号「春日部市生涯学習推進本部要綱の一部改正について」、説明を求めます。
生涯学習推進 担当課長	はい。
鎌田教育長	大塚課長、お願いします。
生涯学習推進 担当課長	報告第 3 1 号「春日部市生涯学習推進本部要綱の一部改正について」、報告いたします。 議案書 1 2 ページを御覧ください。 改正理由でございますが、令和 7 年 4 月 1 日に市民生活部に市民窓口担当部長が配置されたこと、また、令和 7 年 4 月 3 0 日付け人事異動により、環境経済部環境担当部長が不在となったことから、要綱の一部改正をしましたので、報告するものでございます。 次に、内容につきまして説明申し上げます。 議案書 1 3 ページを御覧ください。 別表第 1（第 3 条関係）、こちらは本部会における本部委員でございますが、「市民生活部長」の後に「市民生活部市民窓口担当部長担当部長」を追加し、また、「環境経済部環境担当部長」を削除したものでございます。 なお、附則につきましては、部長決裁のあった日から施行としており、決裁日は令和 7 年 6 月 1 3 日でございます。 報告第 3 1 号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。

鎌田教育長	次に、報告第 3 2 号「春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命について」、説明を求めます。
生涯学習推進 担当課長	はい。
鎌田教育長	大塚課長、お願いします。
生涯学習推進 担当課長	報告第 3 2 号「春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命について」、報告いたします。 お手元の議案書 1 4 ページを御覧ください。 春日部市視聴覚センター専門委員会につきまして、春日部市視聴覚センター専門委員会規定第 2 条の規定に基づき、委員を任命しましたので報告いたします。 次に議案書 1 6 ページを御覧ください。春日部市視聴覚センター専門委員会の概要でございますが、2 設置、3 所掌事務にありますとおり、本委員会は、視聴覚教育の効率的な運営を図る目的で設置しており、3 つの部会で構成されております。 4 委員構成等にありますとおり、本委員会につきましては、委員 3 0 人以内をもって組織し、教員又は職員の中から教育委員会が任命するものであり、委員の任期は 1 年とするものでございます。 恐れ入りますが、議案書 1 5 ページにお戻りください。この度任命いたしました委員の名簿を掲載しております。 名簿ナンバー 1 から 6 が教材作成部会、7 から 1 5 が学習情報部会、1 6 から 1 9 が教材選定部会となっております。 なお、教材選定部会の 4 名の委員につきましては、他の部会と兼任となっておりますので、実際の委員の人数は、1 5 名でございます。 委員の任期は、令和 7 年 6 月 2 6 日から、令和 8 年 3 月 3 1 日までとするものでございます。 報告第 3 2 号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第 3 3 号「春日部市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、説明を求めます。
中央公民館長	はい。
鎌田教育長	矢野館長、お願いします。

中央公民館長	報告第 3 3 号「春日部市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、その内容及び委員について、説明申し上げます。 議案書 1 7 ページを御覧ください。 はじめに、報告内容でございますが、春日部市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、春日部市公民館運営審議会条例第 3 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 1 日から新たに委員を委嘱するにあたり、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、専決処理をいたしましたので報告するものでございます。 議案書 1 9 ページの「公民館運営審議会の概要」を御覧ください。 春日部市公民館運営審議会は、社会教育法第 2 9 条の規定に基づき、春日部市公民館運営審議会条例において設置しております。 所掌事務は、各公民館における各種事業の企画や実施について、調査・審議をしていただくものでございます。 委員構成は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、1 5 人以内をもって組織しており、委員の任期は 2 年となります。 議案書 1 ページお戻りいただき、1 8 ページの委員名簿を御覧ください。 名簿の一番右側の欄に、新規と記載のある方につきましては、新たに委員になられた方となります。新たにされた方は、1 5 名のうち 7 名となります。 委員の任期につきましては、令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日までの 2 年間となります。 報告は、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第 3 4 号「令和 7 年 6 月春日部市議会定例会について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第 3 4 号「令和 7 年 6 月春日部市議会定例会について」、報告いたします。 議案書は 2 0 ページとなります。 また、本日、机上に青色のインデックス「報告第 3 4 号」の資料を配

	付しておりますので、本日は、この資料に基づき説明させていただきます。併せて、「令和7年6月春日部市議会定例会一般質問（概要報告）」も配付させていただきました。こちらは一般質問のダイジェスト版となりますので、後ほど参考に御覧ください。 それでは、青色のインデックスの資料「令和7年6月春日部市議会定例会」を御覧ください。 令和7年6月春日部市議会定例会につきまして、会期は、5月27日から6月17日の22日間で行いました。 提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第59号から66号までの8件であり、すべて原案のとおり可決されました。 次に、一般質問では、全体で26人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、9人の議員から質問が行われました。 質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。 それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	7月定例会につきましては、7月17日、木曜日、午後2時00分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、6月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第37号 承認 、議案第38号 承認 、議案第39号 承認	